

岡山市における事業用大規模建築物の所有者等とその役割

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「条例」という。）では、ごみの減量化、リサイクルをより一層推進するため、事業系ごみに関する規定を設け、一定規模以上の事業所に対し「事業系廃棄物減量計画書」の提出、「事業系廃棄物管理責任者」の選任及び「事業系廃棄物等の保管場所の設置」等を義務づけています。（該当事業所には、毎年4月頃に提出書類を送付いたします。）
**【事業系廃棄物減量計画書等に関する問い合わせ先：
 環境事業課資源循環推進室・Tel.086-803-1321】**



事業系廃棄物減量計画書

事業用の建築物のうち、次に定める大規模なもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者または占有者（以下「事業用大規模建築物の所有者等」という。）は、事業系廃棄物の減量に関する計画書を作成し、その年の5月31日までに市へ提出しなければなりません。（条例第35条および規則）

【対象となる事業用の建築物】

- (1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- (2) 事業の用途に供される部分の延床面積が3,000平方メートル以上の建築物（学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の用途に供される建築物で、延床面積が8,000平方メートル未満のものを除く）

事業系廃棄物管理責任者の選任

事業用大規模建築物の所有者等は、建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理並びに減量計画書の実施に関する業務を担当させるため、廃棄物管理責任者を選任し、市へ届け出なければなりません。（条例第36条）

廃棄物・再利用対象物保管場所の設置

事業用建築物の所有者等は、建築物又は敷地内に、事業系廃棄物及び再利用対象物の保管場所を設置するよう努めなければなりません。（条例第37条第1項）

また、事業用大規模建築物を建設しようとする者は、建築物又はその敷地内に、次の設置基準に従い事業系廃棄物及び再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければなりません。（条例第37条第2項）

【事業用大規模建築物の保管場所の設置基準】

- ・廃棄物及び再利用の対象となる物の収集及び運搬に支障が生じない場所であること。
- ・廃棄物及び再利用の対象となる物を明確に区分できるものであること。
- ・廃棄物及び再利用の対象となる物を十分に収納できる規模であること。
- ・廃棄物及び再利用の対象となる物が、衛生的に保管できるものであること。